

秋田市立金足西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該の児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該の児童が心身の苦痛を感じているものと定義します。

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、児童の人権を侵害し、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であり、決して許されるものではありません。本校では、いじめ防止に関して次のような基本的な考え方で臨みます。

- ・ いじめは、卑怯な行為であるとともに絶対に許されないことである。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利等を著しく侵害し、いじめを受けた児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのあることである。
- ・ いじめは、どの児童にも起こりうることであり、児童にとって被害も加害も両方経験する場合がある。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ・ いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる児童、見て見ぬふりをする児童の存在など、集団全体に関わる問題である。

①本校では、このような理解に立ち、児童同士、児童と教職員、教職員と保護者などの信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から児童の人間関係を把握し、僅かな変化・兆候を見逃さないように心がけ、いじめの早期発見に努めます。

②いじめが起きた際には、いじめを受けた児童と保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた児童には心からの反省を促し、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援に努めます。また、いじめを受けた児童、いじめた児童双方の保護者に、学校での支援・指導内容を適切に情報提供し、協力して解決を図ります。

- ③いじめが解消している状態については、いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）経過していることとし、なおかつ、面談等はいじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないと認められた状態ととらえます。
- ④いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察します。
- ⑤真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものととらえます。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない風土づくり

教職員間や児童間で、「人として、いじめは絶対に許されない行為である」ことを共通理解し、このことを掲示物として掲げたり、全校集会時に触れたり、児童会（代表委員会）で呼びかけたりして、「いじめは許されない・許さない」という学校風土を醸成します。

(2) 道徳的態度の育成

自らの感情をコントロールしたり、他者を尊重し思いやったりする道徳的態度を、全教育活動を通じて育成します。

(3) 分かる授業づくり、望ましい集団づくり

積極的な生徒指導を心がけ、「分かる授業」づくりや「望ましい集団（集団としての目標をもち、相互が助け合い、励まし合い、切磋琢磨し合う集団）」づくりを通して、児童の自己肯定感や自己有用感を育成します。

(4) 児童会活動

年間を通して「えがおのにじ あいさつのにじ」活動を継続し、子ども主体の取り組みを実施するとともに「ふれあい活動」で学年を越えた関わり合いの充実を図ります。

(5) 体験活動の充実

自分と友達のよさや違いに気付き、協力してめあてを達成する喜びを味わうことができるように体験的な活動の充実を図ります。

(6) 情報モラル指導の充実

インターネットを安全に利用するため、インターネットモラルの学習を積極的に実施す

るとともに、児童の実態把握に努め、必要に応じて保護者との連携を図ります。

(7) 校内研修の実施

本校のいじめ防止基本方針や取り組み等について、校内研修を実施し、全職員の共通理解を図ります。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 信頼関係の構築

日頃から、児童と教職員、教職員と保護者の間で、困ったことは何でも言い合える信頼関係を構築し、個々の状況把握に努め、特にいじめに関わる兆候には迅速に対応します。

※

※いじめに関わる兆候には次のような事案も含みます。

- ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
- ・いじめられている状況が認められても、本人が否定する場合
- ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

(2) 学校生活アンケート、児童面談、保護者面談等の活用と実施

年2回（6月、11月）の学校生活アンケートや児童面談（6月、12月）又は保護者面談（7月、11月）等の実施を通して、いじめに関わる兆候を見逃さず捉えるようにします。特に、学校生活アンケートに関しては、その結果を学級担任及び複数の教職員でチェックし、情報交換に努めるとともに、書かれた内容については速やかに対応します。

(3) 保健室情報や職員間情報の共有

保健室に寄せられたり、各教職員が気付いたりした、いじめに関わる情報については、生徒指導主事や教頭が中核となって素早く収集・共有し、いじめ防止の取組につなげます。

(4) 相談窓口の設置と周知

いじめの相談窓口（生徒指導主事、養護教諭、教頭）の設置について周知を図り、いじめに関わる兆候を軽視することなく、全校体制で対応します。

4 いじめへの組織的対応

(1) 相談体制の確立

いじめが発生した場合に、本人・周りの児童・保護者などが教職員へ相談し、それを「いじめ防止等対策会議」へ速やかに報告するという相談体制を確立しておきます。また、「いじめ防止等対策会議」では、いじめへの対応方針を予め検討しておきます。

(2) 「いじめ防止等対策会議」の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、教職員と専門的な知識を有する方その他の関係者により構成される「いじめ防止等対策会議」を設置します。なお、本会議では、本校のいじめに関する問題の予防、解消、再発防止のための計画・取組等について協議するとともに、いじめ防止に関する取組を実効的に行うものとします。

「いじめ防止等対策会議」

構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
PTA役員（1）、地区の民生児童委員、地区の防犯協会代表、
※秋田市北エリア広域カウンセラー

(3) いじめを認知した際の迅速な対応

いじめが発生した場合は、上記会議において、情報を収集し、支援・指導体制を考慮し、迅速に支援・指導ができる体制を構築することとします。そして、いじめられた児童（保護者）及びいじめた児童（保護者）に対し、的確な支援及び指導に当たります。また、必要に応じて、いじめを受けた子どもの心的外傷ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

(4) いじめ認知後の継続的な対応

いじめが解消している状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童については日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察します。また、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

5 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止等に向けた取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と情報交換する機会をもち、いじめ防止等が啓発、周知されるよう努めます。

(1) 校報等による情報発信

いじめ防止等のための取組を説明したり、いじめ防止等に係る様々な情報提供をしたりして、保護者と共にいじめ防止等について考えるようにします。また、ホームページ等を活用し、随時子どもの学校での様々な活動を紹介します。

(2) 学級PTAにおける説明・協議

学級におけるいじめ防止等のための取組を説明するとともに、学級におけるいじめ等の諸問題について現状を説明し、情報交換及び協議をします。

(3) 講話会等の実施

必要に応じ、外部から専門家を招き、講話会を開催します。

(4) 相談窓口・機関の周知

学校以外の相談窓口・機関の紹介をします。

6 PDCAサイクルによる取組の検証

※PDCAサイクルとは、本校のいじめ防止等のための、目標設定（plan）－実践（do）－評価（check）－改善のための実践（action）の年間を通じた取組を指します。

(1) 課題の確認と目標・取組重点の設定（plan）

(2) いじめ防止等の対応・取組（do）

(3) 児童に対する生活アンケートの実施（check）

いじめ防止等の対応・取組に関する保護者アンケートの実施（check）

いじめ防止等の対応・取組に関する評価の実施（check）

(4) 評価に基づく対応・取組の改善（action）

7 重大事態への対処

重大事態（いじめにより児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき）が発生した場合は、速やかに秋田市教育委員会へ報告し、調査等に関する指示を仰ぎます。

学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等対策会議」を活用します。

8 年間計画

月	校内での取組	「いじめ防止等対策会議」	校内会議
4月	○本年度の金足西小学校いじめ防止 基本方針の見直し ○本年度の金足西小学校いじめ防止 基本方針の共通理解 ○校内研修① ＜ P T A ＞		生徒指導部会 子どもを語る会
5月	○地域巡回 ○第1回学校運営協議会	第1回「いじめ防止等対策 会議」	生徒指導部会 子どもを語る会
6月	◆第1回児童用生活アンケート →児童面談		生徒指導部会 子どもを語る会
7月	○児童個人面談 ＜ P T A ＞ ○保護者面談		生徒指導部会 子どもを語る会
8・9月	○校内研修②		生徒指導部会 子どもを語る会
10月	○学習発表会 ○第2回学校運営協議会		生徒指導部会 子どもを語る会
11月	◆第2回児童用生活アンケート →児童面談		生徒指導部会 子どもを語る会
12月	○保護者アンケート（学校評価） ○学校評価（自己評価） ＜ P T A ＞		生徒指導部会 子どもを語る会
1月	○保護者面談（希望者のみ）		生徒指導部会 子どもを語る会

2月	○第3回学校運営協議会 ＜P T A＞	第2回「いじめ防止等対策 会議」	生徒指導部会 子どもを語る会
3月			生徒指導部会 子どもを語る会

※ 「いじめ防止等対策会議」は、重大事態の発生により、学校が調査を行う場合等に、随時会議を開催する。

9 令和8年度いじめ防止等対策会議構成メンバー

役 職 名	氏 名
校長	
教頭	
教務主任	
生徒指導主事	
養護教諭	
P T A会長	
P T A副会長	
秋田市臨港防犯協会 金足支部長	
金足地区民生・児童委員協議会会長	
※秋田市北エリア広域カウンセラー	